

幹事会要項

(平成17年4月1日京都大学図書館機構長制定)

(目的)

第1条 この要項は、「京都大学図書館機構規程」(平成17年3月22日達示第17号)(以下、「規程」という。)第10条の規定に基づく京都大学図書館協議会の幹事会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 規程第6条第1項第1号から第3号及び第5号、第12号の協議員
- (2) 規程第11条に基づき設置された特別委員会の委員長
- (3) その他機構長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号の委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(議長)

第3条 規程第10条第4項に定める議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(運営)

第4条 議長は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会に関する事務)

第5条 幹事会に関する事務は、附属図書館事務部総務課において処理する。

附 則

この要項は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は平成23年10月25日から施行する。

附 則

この要項は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。